

葉山町立の障害者支援施設に関する条例を廃止する条例

葉山町立の障害者支援施設に関する条例(平成16年葉山町条例第15号)
を次のように廃止する。

(別紙)

令和4年6月2日提出

葉山町長 山 梨 崇 仁

提案理由

町が設置する障害者支援施設を廃止することに伴い、提案するものであります。

葉山町条例第 号

葉山町立の障害者支援施設に関する条例を廃止する条例

葉山町立の障害者支援施設に関する条例（平成 16 年葉山町条例第 15 号）は、廃止する。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和 4 年 10 月 1 日から施行する。

（経過措置）

2 この条例による廃止前の葉山町立の障害者支援施設に関する条例第 14 条に規定する使用料及び同条例第 15 条に規定する利用料金については、なお従前の例による。

条例の概要

題 名

葉山町立の障害者支援施設に関する条例を廃止する条例

1 趣 旨

町が設置する障害者支援施設を廃止することに伴い、条例を廃止することとした。

2 内 容（廃止する施設の概要）

名称 葉山はばたき

位置 葉山町一色 473 番地の 6

目的 日中において主に創作的活動又は生産活動の機会等を提供することにより身体機能又は生活能力向上のために必要な支援を行う。

3 施行期日等

(1) この条例は、令和 4 年 10 月 1 日から施行することとした。

(2) 廃止前の条例により福祉サービス等を受けた者が支払う使用料及び利用料金については、従前の例によることとした。